

弁護士 宮澤俊夫

20

**に聴く
判例から見る
労働トラブルの
防止対策**



統・懲戒解雇と退職金



1、懲戒解雇の場合であつても退職金を支給しなければならないとする判例

9月28日判決（NTT東日本事件）――ということは、本誌6月号で解説したとおりです。

2、日本郵便事件

電車内での痴漢行為や強制わいせつ致傷罪等の不祥事を起こした社員を懲戒解雇する場合であつても、退職金全額を不支給することはできず、自己都合退職による退職金がある裁判例がある

（業務上横領罪）
事案の概要是、郵便局長が以下のようないふたため、会社が懲戒解雇をしたところ、その郵便局長が懲戒解雇の無効と退職金の支払い

受けた郵便物に貼付するなどして30万8750円を現金化し、顧客から受領した同額の現金を着服（業務上横領罪）

本件は、郵便局長という地位にある者が、その職務上の地位を利用してなした職務上の非違行為であって、会社外における非違行為と同列に扱うことは不当であると考えました。

そこで、私は名古屋高等裁判所に控訴しました。

「懲戒解雇処分を受けたことをもつて、当然に退職手当全額の支給制限まで正当化されるものではない」とし、懲戒解雇处分を受けた場合には退職手当を支給しない旨の就業規則の規定を限定期的に解釈し、「原告のこれまでの勤続の功を抹消してしまうほどの重大な不信心行為があるとまでは言えない」として、自己都合退職による退職手当額の2割5分の支払を命じました。

同判決は、私生活上の非違行為を理由とする懲戒解雇の場合にお

いて退職金の全額不支給を認めない前記各裁判例と軌を一にするもののです。しかしながら、

本件は、郵便局長という地位にある者が、その職務上の地位を利用してなした職務上の非違行為であって、会社外における非違行為と同列に扱うことは不当であると考えました。

「公共性の高い郵便業務・金融業務を扱っている郵便局において、前記不正行為は根幹的業務に

有効と判断しました。」
月2日判決は、以下のように判示して、退職金の一部支払いを命じた原審裁判を取り消し、退職金不支給とした懲戒解雇を有効と判断しました。

3、高裁で会社側全面勝訴

名古屋高裁平成27年7月2日判決は、以下のように判示して、退職金の一部支払いを命じた原審

裁判手当全額の支給制限まで正当化されるものではない」とし、懲戒解雇处分を受けた場合には退職手当を支給しない旨の就業規則の規定を限定期的に解釈し、「原告のこれまでの勤続の功を抹消してしまうほどの重大な不信心行為があるとまでは言えない」として、自己都合退職手当全額の支給を認めないとして、その

ように犯罪行為まで行った者に対して、たとえ一部であれ退職金を支払うことには泥棒に追い銭に等しい」とまで主張しました。



（東京高裁平成15年12月11日判決）小田急電鉄事件

（東京高裁平成24年）

イラスト・源 安孝